

令和2年第9回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年12月4日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏	総合戦略課長	木須英喜
税 務 課 長	久原浩文	住 民 課 長	川崎直
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
農村整備課長	笠原政浩	建 設 課 長	喜多忠則
会 計 管 理 者	溝口真由美	学校教育課長	出雲誠
生涯学習課長	中村政文	農業委員会事務局長	久原雅紀
商工観光課長補佐	永石敏		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小柳八束

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
10番 片 渕 彰 11番 草 場 祥 則
8. 本日の議事日程は次のとおりである。
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和2年第9回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。今定例会の運営も新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながらの議会運営となりました。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書を配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月24日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり12月4日から10日までの7日間にしたいと存じます。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月10日までの7日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例2件、指定管理者の指定2件、補正予算3件、以上7件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第9回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が2件ございます。

議案第91号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法施行令の改正に伴いまして、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第92号「白石町後期高齢者医療に関する条例及び白石町特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の改正に伴いまして、本町条例の改正を行うものでございます。

次に、予算外案件が2件ございます。

議案第93号「白石町交流館の指定管理者の指定について」、議案第94号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」は、本町2つの公共施設に関する指定管理について、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第95号「令和2年度白石町一般会計補正予算(第8号)」、議案第96号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、議案第97号「令和2年度白石町下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案説明)

○川崎 直住民課長

議案第91号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、個人所得課税の見直しにより、国民健康保険税の軽減に係る所得の基準について、基礎控除額相当分を引き上げる等、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の5分の1ページをお開きください。

第23条は国民健康保険税の減額の規定で、第1号では7割軽減、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減の基準を定めてあります。

国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当額の基準額を33万円から43万円に改め、給与所得者及び公的年金所得者で一定額以上の所得を超える所得がある者（以下、「給与所得者等の数」という。）が当該世帯に2名以上いる場合、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に改めるものであります。

以下、5分の3ページの第2号、5分の4ページの第3号でも同様の改正を行うものです。

次に、5分の5ページをお開きください。

附則第4項で公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定ですが、個人所得課税の見直しが行われたことによる規定の整備と、65歳以上の公的年金収入額に110万円とあるのを125万円と読み替えるものです。

なお、改正後の条例は、令和3年1月1日より施行し、令和3年度以後の国民健康保険税から適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

住民課及び生活環境課所管の議案第92号「白石町後期高齢者医療に関する条例及び白石町特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の延滞金に係る規定が改正され、地方税に係る延滞金に関する文言の見直しが行われたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の2分の1ページは、「白石町後期高齢者医療に関する条例」附則第2条の、2分の2ページは、「白石町特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例」附則第2項の新旧対照表でございます。

「延滞金の割合の特例」の規定中、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に文言の改正を行うものでございます。

なお、改正後の条例は、令和3年1月1日より施行し、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、従前の例によるものです。

○小池武敏企画財政課長

議案第93号「白石町交流館の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

白石町交流館の施設につきましては、現在、社会福祉法人白石町社会福祉協議会に指定管理者を指定して、管理運営をお願いしてきております。現在の指定管理の期間が、平成28年度から令和2年度の5年間としており、本年度末で終了することとなります。

交流館につきましては、地域子育て支援、高齢者支援、小中学生の適応指導教室、柔道場、各種団体事務所など、町民の方に幅広く利用されております。

施設の管理運営につきましては、経費の節減を図りながら、施設の有効利用に努めておられます。

このことから、新たに、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理者の指定についても、公募を行わず、引き続き、白石町社会福祉協議会を指定することが適当と判断しております。

以上により、白石町交流館の指定管理者の指定について、白石町社会福祉協議会を指定することを、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第94号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

白石町有明スカイパークふれあい郷の施設につきましては、現在、公益財団法人白石町文化振興財団に指定管理者を指定して、管理運営をお願いしてきております。現在の指定管理の期間が、平成28年度から令和2年度の5年間としており、本年度末で終了することとなります。

ふれあい郷につきましては、自有館（文化ホール）、爽明館（プール・スポーツジム）、遊喜館（交流事業所・簡易宿泊施設）を備え、文化・スポーツ活動の振興、都市住民との交流の場として、町内外の方に幅広く利用されております。

施設の管理運営につきましては、経費の節減を図りながら、施設の有効利用に努めておられます。

このことから、新たに、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理者の指定についても、公募を行わず、引き続き、公益財団法人白石町文化振興財団を指定することが適当と判断しております。

以上により、白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について、公益財団法人白石町文化振興財団を指定することを、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第95号「令和2年度白石町一般会計補正予算（第8号）」について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額から、1億881万8,000円を減額し、補正後の予算を176億348万3,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正です。記載の5事業につきまして、令和3年度まで、予算の

繰越しをお願いするものです。

次に、6ページをお願いします。

第3表地方債補正です。過疎対策事業及び河川整備事業について、対象事業費の変更に伴い借入れ限度額の変更をお願いするものです。

次に歳入の主なものについて、御説明します。

9ページをお願いします。

15款国庫支出金2項、1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、交付金対象事業の減額に伴い、2,123万6,000円を減額しております。

11ページをお願いします。

22款町債、1項、1目で、過疎対策事業債を1億7,900万円減額しております。汚泥再生処理センターの建設費負担金の減額に伴うものです。

同10目で、土木債を3,400万円増額しております。排水ポンプの整備に係る借り入れのため増額をお願いするものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明します。

12ページをお願いします。

議会費を始め各款において、期末手当、時間外勤務手当等の人件費の補正をしております。期末手当につきましては、条例改正に伴う議会議員、特別職、職員の期末手当の引き下げによる減額であります。時間外勤務手当につきましては、災害対応や電算システムの変更に伴う業務増などにより追加の補正をお願いするものです。

13ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費で、ふれあい郷新型コロナウイルス感染予防対策支援委託料350万円をお願いしております。ふれあい郷の各施設に、スクリーン、パーテーション、サーマルカメラなどを設置し、利用者の感染防止を図ることとしております。

なお、財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

また、9月補正予算で計上しております庁舎窓口カウンターのパネル等設置工事費の一部562万円を減額して、カウンタースクリーン等の備品購入費に予算の組替えを行うこととしております。工事費で予定していた受付カウンターの間仕切りパネル設置を既製品購入（備品購入費）とすることで、地元業者の受注機会の増と予算の節減を図りたいと考えております。

15ページをお願いします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費で、医療・介護・障害福祉事業者支援金2,500万円をお願いしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止及び地域の医療介護等提供体制の確保・維持のため対応されている医療機関及び介護・障害福祉事業者を支援することを目的とし、支援金を交付するものです。

なお、財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

18ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、新生児子育て応援臨時給付金1,200万円

をお願いしております。

国の特別定額給付金の対象とならない新生児1人につき、10万円を給付することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることとしております。

25ページをお願いします。

8款土木費、3項、1目河川総務費で、排水ポンプ工事費3,600万円をお願いしております。来年度の梅雨期以降の排水対策として、早急に、排水ポンプの更新（新設）を2カ所行うこととしております。

26ページをお願いします。

9款消防費、1項、1目常備消防費で、杵藤広域圏消防費負担金5,357万1,000円をお願いしております。当初、広域圏組合において、負担金を算定する際、基礎となる普通交付税の消防費の算定方法に誤りがあり、負担金額が過小となっておりました。そのため、今回負担金の決定額と当初の負担金額との差額分をお願いするものです。

31ページ以降の給与費明細書、また、36ページの地方債の現在高に関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いします。

○川崎 直住民課長

議案第96号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ244万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ35億2,654万6,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

7款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年2月及び3月分の国民健康保険税の減免額については、その全額を特別調整交付金で財政支援されることとなっております。

保険税の減免額を244万円と見込み、その全額を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。

13款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目の保険税還付金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度分の国民健康保険税の減免額に対し特別調整交付金で財政支援があるため、その財源を一般財源から国県支出金へ財源更正するものでございます。

次に、11目の特定健康診査等負担金償還金でございます。

令和元年度に概算交付を受けていた特定健診等に係る費用について特別調整交付金の精算に伴いまして、返還金が生じたので、78万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、14款の予備費でございますが、歳入から歳出を差し引いた残額165万8,000円を、今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費へ増額補正をさせていただくものでございます。

○片渕 徹生活環境課長

議案第97号「令和2年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

補正の主な理由につきましては、人事異動に伴う人件費の減額及び法定福利費負担率の変更に伴う法定福利費の減額と固定資産評価額及び財源が確定したことによる減価償却費及び長期前受金戻入を減額するものです。

また、令和元年度借入の企業債償還利率の確定により企業債利子償還金の減額及び企業債元金償還金を減額するものです。

補正予算書の14ページをお開きください。補正予算実施計画明細書で説明いたします。収益的収入及び支出の欄でございます。

収益的収入について、2項営業外収益5目他会計負担金の1,996万4,000円の減額については、人事異動等に伴う営業費用の人件費が減額したことにより、一般会計負担分を減額するものでございます。（固定資産評価及び財源の確定による減額含む）6目長期前受金戻入の25万8,000円の減額については、固定資産評価に伴う財源の確定による減額でございます。

9目消費税及び地方消費税還付金の4,000円の減額については、収益的収支及び資本的収支の補正に伴う減額でございます。

これによりまして、上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億8,160万円に今回の補正額2,022万6,000円を減額しまして、6億6,137万4,000円とするものです。

16ページをお開きください。

収益的支出について、1項営業費用5目総係費の1,713万6,000円の減額については、人事異動及び下水道事業対象人員1名の減少、法定福利費負担率の変更ににより減額するものでございます。

7目減価償却費の126万円の減額については、固定資産評価の確定により減額するものでございます。

2項営業外費用1目支払利息の49万3,000円の減額については、企業債の利率が確定したことによる減額でございます。

これによりまして、上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億7,675万6,000円に今回の補正額1,888万9,000円を減額しまして、6億5,786万7,000円とするものでございます。

18ページをお開きください。

資本的収入及び支出の欄でございます。

資本的収入4項他会計負担金1目他会計負担金の81万2,000円の減額について、建設改良費に係る人件費の減額による一般会計負担分を減額するものでございます。7項出資金1目他会計出資金の120万6,000円の増額について、減価償却費及び長期前受金戻入の金額確定による増額でございます。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額6億422万1,000円に今回の補正額39万4,000円を増額しまして、6億461万5,000円とするものでございます。

19ページをお開きください。

資本的支出について、1項建設改良費1目建設改良費については、職員の昇級及び

扶養家族等の変更により、給料及び手当等が88万7,000円の増額となり、法定福利費の負担率変更により法定福利費は160万5,000円の減額となり、差引71万8,000円の減額でございます。

2項企業債償還金1目企業債償還金の111万9,000円の減額については、企業債償還金が確定したことによる減額でございます。

これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額8億2,043万8,000円に今回の補正額183万7,000円を減額しまして、8億1,860万1,000円とするものでございます。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時37分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月4日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束